

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成20年6月4日提出

市川市長 千葉 光行

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

### 理 由

地方税法等の一部を改正する法律等が平成20年4月30日から施行されることに伴い、国民健康保険税の課税事務についてもこれと同様の措置を講ずる必要があるため、市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行うものである。

平成20年4月30日

市川市長 千葉 光 行

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年4月30日

市川市長 千葉光行

市川市条例第22号

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

市川市国民健康保険税条例（昭和35年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「費用（」の次に「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び」を、「）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）」の次に「及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「53万円」を「47万円」に改め、同条第3項中「並びに」を「及び」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が12万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、12万円とする。

第3条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1項中「に規定する所得割額は」を「の所得割額は、」に、「第6条及び第19条第1項において」を「以下」に、「100分の8.7」を「100分の7.3」に改める。

第4条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条中「被保険者」を「、被保険者」に、「18,000円」を「12,000円」に改める。

第5条を次のように改める。

( 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 )

第 5 条 第 2 条第 2 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯 ( 特定同一世帯所属者 ( 国民健康保険法 ( 昭和 33 年法律第 192 号 ) 第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後 5 年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。 ) と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯 ( 当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。 ) をいう。次号及び第 23 条において同じ。 )

以外の世帯 20,400 円

- (2) 特定世帯 10,200 円

第 25 条を第 27 条とする。

第 24 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加え、同条を第 26 条とする。

2 市長は、国民健康保険税の納税義務者又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が次の各号のいずれにも該当する者であるときは、当該納税義務者に対し、その者の申請によって、当該納税義務者又は当該被保険者が国民健康保険の被保険者の資格を取得した日 ( 以下この項において「資格取得日」という。 ) の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り、国民健康保険税を減免することができる。

- (1) 資格取得日において、65 歳以上である者
- (2) 資格取得日の前日において、次のいずれかに該当する者 ( 当該資格取得日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。 ) の被扶養者であった者

ア 健康保険法 ( 大正 11 年法律第 70 号 ) の規定による被保険者。ただし、同法第 3 条第 2 項の規定による日雇特例被保険者を除く。

イ 船員保険法 ( 昭和 14 年法律第 73 号 ) の規定による被保険者

ウ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員

エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

オ 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

第23条ただし書中「第19条第1項」を「第21条第1項」に改め、同条を第25条とする。

第22条を第24条とする。

第21条中「53万円を超える場合には、53万円）並びに同条第3項本文の介護納付金課税額からウ」を「47万円を超える場合には、47万円）同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエ」に改め、同条第1号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「10,800円」を「7,200円」に改め、同号イを次のように改める。

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 12,240円

(イ) 特定世帯 6,120円

第21条第1号ウ中「係る」の次に「介護納付金課税額の」を加え、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険

者均等割額

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について3,600円

第21条第2号中「納税義務者を除く。）」の次に「及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）」を加え、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「7,200円」を「4,800円」に改め、同号イを次のように改める。

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 8,160円

(イ) 特定世帯 4,080円

第21条第2号ウ中「係る」の次に「介護納付金課税額の」を加え、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加え、同条を第23条とする。

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について2,400円

第20条を第22条とし、第19条を第21条とする。

第18条第1項中「第10条第1項又は第3項」を「第12条第1項又は第3項」に改め、同条を第20条とする。

第17条第1号中「第12条第2項」を「第14条第2項」に改め、同条を第19条とする。

第16条を第18条とし、第15条を第17条とする。

第14条中「第17条」を「第19条」に改め、同条を第16条とする。

第13条を第15条とし、第12条を第14条とする。

第11条第1項中「第21条」を「第23条」に、「行なわれた場合には」を「行われた場合には、」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「(昭和33年法律第192号)第6条第1号から第5号まで」を「第6条第1号から第8号まで」に改め、同条第4項及び第6項中「第6条第1号から第5号まで」

を「第6条第1号から第8号まで」に改め、同条を第13条とする。

第10条に次の1項を加え、同条を第12条とする。

4 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき又はその分割金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて当該年度の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

第9条中「第12条、第16条及び第17条」を「第14条、第18条及び第19条」に改め、同条を第11条とする。

第8条を第10条とする。

第7条の見出し中「係る」の次に「介護納付金課税額の」を加え、同条中「第2条第3項」を「第2条第4項」に改め、同条を第9条とする。

第6条の見出し中「係る」の次に「介護納付金課税額の」を加え、同条中「第2条第3項」を「第2条第4項」に改め、同条を第8条とする。

第5条の次に次の2条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.4を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について6,000円とする。

附則第5項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「(次項から附則第9項までにおいて「公的年金等所得」という。)」及び「。次項から附則第9項までにおいて「特定公的年金等控除額」という」を削り、「第21条」を「第23条」に改める。

附則第6項から第9項までを削る。

附則第10項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「及び第21条」を「、第6条、第8条及び第23条」に、「、第21条」を「、第23条」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第 1 1 項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第 7 項とする。

附則第 1 2 項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「及び第 2 1 条」を「、第 6 条、第 8 条及び第 2 3 条」に、「、第 2 1 条」を「、第 2 3 条」に改め、同項を附則第 8 項とする。

附則第 1 3 項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 7 項」を「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 5 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 1 4 項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「附則第 3 5 条の 3 第 1 3 項」を「附則第 3 5 条の 3 第 1 1 項」に、「附則第 1 2 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 10 項とする。

附則第 1 5 項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「及び第 2 1 条」を「、第 6 条、第 8 条及び第 2 3 条」に、「、第 2 1 条」を「、第 2 3 条」に改め、同項を附則第 1 1 項とする。

附則第 1 6 項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第 1 2 項とする。

附則第 1 7 項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「及び第 2 1 条」を「、第 6 条、第 8 条及び第 2 3 条」に、「、第 2 1 条」を「、第 2 3 条」に改め、同項を附則第 1 3 項とする。

附則第 1 8 項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「及び第 2 1 条」を「、第 6 条、第 8 条及び第 2 3 条」に、「、第 2 1 条」を「、第 2 3 条」に改め、同項を附則第 1 4 項とする。

附則第 1 9 項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「及び第 2 1 条」を「、第 6 条、第 8 条及び第 2 3 条」に、「、第 2 1 条」を「、第 2 3 条」に改め、同項を附則第 1 5 項とする。

## 附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、公布の日から施行する。



( 経過措置 )

- 2 改正後の市川市国民健康保険税条例の規定は、平成 20 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 19 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。